

社会福祉法人八反田

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八反田（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(1) 理事長 月額30,000円

(2) 役員等が、理事会、評議員会等に出席したとき 1回 3,000円

2 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第3条 第2条第1項1号に規定する報酬は、毎月15日に支給する。

2 第2条第1項2号に規定する報酬は、前年度分を合算し、毎年6月に現金支給する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1. この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2. 社会福祉法人八反田役員等報酬規程（平成8年4月1日）は、廃止する。

3. この規則は、令和4年4月1日から施行する。